

整理番号	計調一実行-14
------	----------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（都市景観） (06-6208-7854)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ設置協議
関連する 他局の名称	建設局
概要	御堂筋デザインガイドライン区間において、周辺環境との調和に配慮したデザイン性の高いデジタルサイネージを設置及び運用する場合に、事前に事業者と協議を行っています。 <<対象地区>> 御堂筋本町北地区、御堂筋本町南地区
根拠となる要綱等	御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000531322.html)
行政指導指針	デジタルサイネージ設置基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000531/531066/MDG_Dsignage_bepyou.pdf) ・要綱に定めるデジタルサイネージ設置基準に適合すべく協議を行っています。 ・工事完了の報告を受けた場合、当該報告の内容が設置計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、現地調査を実施します。その際、当該調査に係る工事の内容が設置計画の内容に適合していないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することがあります。 ・運用開始後、現地調査において、デジタルサイネージ設置基準に適合した運用をしていないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000531066.html
備考	